

大韓民国 特許庁長殿  
(気付 デザイン審査政策課 御中)

日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト  
リーダー 小園江 健一  
(Kenichi OSONOE)

貴国デザイン保護法一部改正法律案に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業約900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、適宜意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記法律案について精査させていただきました。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しく願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料: デザイン保護法一部改正法律案に関する意見

お問い合わせ先:  
日本知的財産協会  
事務局長 土井 英男  
TEL: 81-3-5205-3432  
FAX: 81-3-5205-3391  
Email: [doi@jipa.or.jp](mailto:doi@jipa.or.jp)

提案議題	法律案第7条第1項(関連デザインの出願期限)について
提案要旨	<p><b>【要望】</b></p> <p>関連デザインの登録出願の出願期限を、基本デザインの登録出願の登録公報発行まで可能となるようにして戴きたい。 また、現行の類似意匠制度を併存させて戴きたい。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>昨今の経済低迷により出願についても費用面での効率化が求められ、基本デザインの登録状況を踏まえて関連デザインの出願を行う場合が多くなってきています。基本デザインの登録出願から6ヶ月以内であれば審査結果が出ていない状況もあり、基本デザインの登録結果を確認することなく関連デザインの出願に踏み切らなければならない状況が考えられます。</p> <p>登録公報発行までとすることにより、審査結果を踏まえた関連デザイン出願の必要性判断が可能となります。また、第三者に開示されていないことから起こる不測の不利益も低くなると思料致します。</p> <p>なお、審査スピードと公報発行までの期間は連動しており、審査スピードがあまりにも速すぎると関連意匠出願可能期間が短くなり、デザインのマイナーチェンジ等のタイミングに間に合わず、関連意匠の出願のタイミングを失うことが多くなります。</p> <p>審査スピード向上に連動してしまう部分がありますが、一定期間(現登録までの期間)を確保できることを条件として出願可能期限の変更を要望します。</p> <p>併せて、意匠の権利範囲は不明瞭な部分があることから、権利範囲を確認でき、第三者公示可能な現行類似意匠制度を併存させるようにして戴きたい。</p>

提案議題	法律案第25条の2第4項(未登録デザインの一般公開)について
提案要旨	<p><b>【要望】</b>  専門機関による先行デザインの調査、未登録デザインの公知証明、について、刊行物または電気通信回線などを通じた一般公開を行わないようにして戴きたい。</p> <p><b>【理由】</b>  本来、未登録デザインは先願として取り扱われたい為、同一出願人が未登録デザインに改編を施し、登録性があるデザインを創作した場合でも、未登録デザインが一般公開されることで改編デザインの登録性を失わせることが想定されます。</p> <p>補正指令などに出願人の都合で対応が出来なかった場合など、本来は回避可能で登録となるべき出願案件も、未登録デザインとして一般公開され登録性がない意匠として公示されることで、誤った類否解釈を第三者に与えることが想定されます。</p> <p>また、未登録デザインが登録されなかった事実が一般公開されてしまうことにより、侵害の推定に繋がり、侵害訴訟を増加させる要因にも繋がり兼ねないと思料いたします。</p>

提案議題	法律案第9条の2第4項(手続補完書の提出による出願日の繰り下げ)について
提案要旨	<p><b>【要望】</b></p> <p>法律案第9条の2第4項によれば、同条第2項の規定による補完命令を受けた出願人が補完をした場合は、出願日を一律に手続補完書の特許庁到達日に繰り下げる旨が規定されておりますが、手続補完がデザイン登録出願の要旨を変更しない場合については出願日を繰り下げないこととしていただきたい。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>法律案第9条の2第2項の規定による補完命令は、同条第1項各号のいずれかに該当する場合に命じられるものですが、例えば願書中の出願人の欄の記載に軽微な誤記があった場合に同条第1項第2号に該当するとして補完命令を受け、前述した軽微な誤記を修正する手続補完書を提出した場合のように、手続補完がデザイン登録出願の要旨を変更しない場合も法律案第9条の2第4項の規定により出願日を繰り下げることが、出願人に対し過度に酷な規定であると考えます。</p> <p>つきましては、手続補完がデザイン登録出願の要旨を変更しない場合については出願日を繰り下げない旨を規定していただくことを希望します。</p> <p>尚、日本国意匠法におきましては、第17条の2第1項、第9条の2などにおいて、補正が要旨を変更する場合に限って補正を却下或は出願日を補正書提出日に繰り下げることとしています。</p>

提案議題	第4条の26第2項のヘーグ協定のジュネーブ法の取扱い
提案要旨	<p><b>【要望】</b>  ヘーグ協定のジュネーブ法の郵便で書類提出の場合の効力発生時期を明確にして戴きたい。</p> <p><b>【理由】</b>  「ヘーグ協定のジュネーブ法第1条(vii)による国際出願に関する書類を郵便で提出する場合にはこの限りでない」とあるが、具体的にどのように判断されるのかが明確ではなく、条文上で明確にしていきたい。</p>